二　育児時短就業の申出に係る子が二歳に達したこと。
三　育児時短就業の申出をした被保険者について、産前産後休業期間、介護休業期間又は法第六十一条の七第一項の休業をする期間が始まつたこと。
四　育児時短就業の申出をした被保険者について、新たな二歳に満たない子を養育するための所定労働時間を短縮することによる就業をする期間が始まつたこと。
（法第六十一条の十二第一項の厚生労働省令で定める理由）

第百一条の四十四　法第六十一条の十二第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。（新設）
一　出産
二　事業所の休業
三　事業主の命による外国における勤務
四　国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二条第四項第二号に該当する交流採用
五　前各号に掲げる理由に準ずる理由であつて、公共職業安定所長がやむを得ないと認めるもの
（法第六十一条の十二第二項の区分）

第百一条の四十五　法第六十一条の十二第二項の区分は、厚生労働省において作成する賃金構造基本統計（以下この条において「賃金構造基本統計」という。）の常用労働者（賃金構造基本統計調査規則（昭和三十九年労働省令第八号）第四条第一項に規定する事業所（国又は地方公共団体の事業所以外の事業所に限る。）に雇用される常用労働者をいう。）のうち、六十五歳未満のものが受けている賃金構造基本統計の調査の結果による一月当たりのきまつて支給する現金給与額をその高低に従い、四の階層に区分したものとする。（新設）
（法第六十一条の十二第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の理由及び日）

第百一条の四十六　法第六十一条の十二第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を開始した日によることが適当でないと認められるものとして厚生労働省令で定める理由及び当該理由に応じて厚生労働省令で定める日は、次の各号に掲げる理由及び当該各号に掲げる理由の区分に応じて当該各号に定める日とする。（新設）
一　育児時短就業の申出に係る子について、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を開始する日前に当該子を出生したこと　当該子を出生した日の翌日
二　育児時短就業の申出に係る子について、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を開始する日前に当該休業に先行する母性保護のための休業をしたこと　当該先行する休業を開始した日
（法第六十一条の十二第六項第二号の厚生労働省令で定める率）

第百一条の四十七　法第六十一条の十二第六項第二号の厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。（新設）
一　法第六十一条の十二第六項に規定する育児時短就業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額（第三号において「育児時短就業開始時賃金月額」という。）